

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和3年3月18日（木）

開 会（午前9時0分）

○請願第1号「市道1-403号線、通称七曲り通りの通学路を使って松井小学校へ通学している児童の安全対策を願いたき件」

植竹委員長

初めに、請願第1号で39名の署名が追加されましたので合計84名となりましたので、ご報告いたします。

本日は、参考人として、請願代表者である杉田まどかさんに御出席をいただいております。

この際、参考人の方に一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただき、誠にありがとうございます。委員会を代表して心からお礼を申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。早速ですが、議事の順序等について申し上げます。初めに、杉田参考人に、10分程度で御意見を述べていただき、その後、委員の質疑にお答えいただくようお願いいたします。

**【参考人意見】**

杉田参考人

七曲りを通学している児童の安全対策について、請願をいたしました。皆さんのお手元には資料があると思いますが、私たちがなぜこの安全対策を求める請願を出したのか説明させていただきます。

まず、今回のきっかけになったのが読売新聞に出ました記事なんですけれども、横断歩道や交差点の近くにある危険なバス停の調査の結果、36都道府県中7,325箇所が危険な場所であることが国土交通省の調査で判明しました。その結果、人身事故等になった箇所が埼玉県内を含め、4県で8箇所発生しているということで大変危険だということはお読みいただいているかと思います。

私は松井地区に住んでいて、2人の子供が松井小学校に行っているんですが、七曲りのバス停が危険箇所になるということが記事になっていました。この七曲りのバス停付近については現在通学路に指定されています。また、このことに関しては学校からPTA会長を通して、何度も要望が挙がっていたり、毎年1回以上は危険箇所の確認というものを学校が行っていて、地域や学校、教育関係者も知っている箇所であると思っています。

また、令和元年第2回の一般質問をされた議員さんがいらっしゃって、七曲りについて当時の学校教育部長は「市道1-403号線 通称七曲り通りの通学路を使って松井小学校に通学している児童の数については、令和元年4月現在約100名です。次に七曲り通りはいつから通学路ということかという質疑に関しましては、七曲り通りは松井小学校に近いことから、おそらく開校当時より通学をされていると思われます。」と答弁されていました。これについては、私も傍聴で確認しています。

更に通学路の安全性についても「教育委員会では警察、交通安全課、道

路維持課などの関係機関にも改善を要望し、可能な限り改善を図っております、ということでした。しかし、七曲り通りについてこうした手続きを踏まえ、改善をしまりましたということなんですけれども、どの通学路においても、ここまで整備すれば万全であるというようなことを申し上げることは現実的に難しいという回答でした。このことから、実際に要望して市議会の皆さんのお力を借りて、お話をしても現在具体的な対策がされていないというのが、私たち地域住民の声です。ですので、今回、具体的なこと、目に見える形で通学路の安全対策をしていただきたいと強く要望したいということで請願に至りました。また、今回このコロナ禍において、この署名を頑張ってやるというふうに言ったのは、地域の小さなお子さんを抱えているお母さんたちです。今回、コロナ禍で在宅勤務も増えたという事情もあったのと、松戸橋公園ができたということで、お母さんたちが松戸橋公園と松井小学校の前にある児童館に小さなお子さんを連れて歩いているということが増えてきたので、より一層ここが目立ったという中で、この新聞が出ています。また、今まで議会で話題になった後も、新聞記事が出た後も、残念ながら何か通学路や道について子供が安全に歩けるように対策をしてきたのかというと、具体的に何か動いたわけではなく、正直なところ緑のおじさんと呼ばれる人たちがご厚意で学校まで連れていっているというのが現状です。おじさんたちは結構年配なので、おそらく車がぶつかれば大けがをすることを抱えて冷や冷や学校に行っています。また、一年生になった時に、何か所か危険な箇所があります

ので、お母さんやお父さんたちは仕事を都合して、または辞めて子供たちを登校班に送って何とか学校に行かせているというのが現状です。今、子育て環境もかなり不安定な状況で、なんとかせめて子供が学校に行く、放課後帰ってくる、公園で遊ぶという時に安全で自分たちで歩いて家に帰れるということは地域では求められていると思っています。そういったところから、今回具体的に通学路の変更またはバス停の移動、ところバスのダイヤの変更、ガードレールの設置など、具体的に目に見えるような対策をお願いしたいと思って請願に至っております。

また、通学路変更だけでは今言ったような公園に行く小さな子供たち、また近くにある幼稚園の子供たちを守ることが出来ないのも、本当は片側だけでもガードレールを設置してほしいというのがお母さんたちの強い思いです。ただ、車が通るとかそういう様子も見ていますので、具体的に車は行き交えないところや、バスが通れないという声もあって、かなり難しいということも知っています。ですが、ここは、なんとか具体的なものを皆さんに検討していただけないかというお願いです。以上です、よろしくをお願いします。

**【参考人意見終了】**

植竹委員長

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

次に質疑を許します。念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。また、参考人は、委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、ご了承願います。

### 【参考人への質疑】

杉田委員

様々な要望があるということは以前から聞いているのでよく分かるが、現実になかなか進んでこなかった色々な理由があると思う。まずは、この請願を出されるにあたって、今までも学校側だったり地域から要望されているという説明もいただきましたが、そういった要望されている方たちと一緒に、地域の代表者のような方に代表になっていただき、地域の方からの協力が得られれば、もう少し署名を集められたのではないかと思うが、そのあたりはどのように進められてきたのか。

杉田参考人

まず、署名の数についてはコロナ禍でなければおそらく3倍は集まったと思います。今回、私が代表したかったわけではなく、本気でやるのかということをごんごんお母さんたちには言ってきました。なぜならば、私は請願を提出したのは初めてではないので、請願を提出することがいかに大変で、署名を責任もって集められるかという話し合いは、かなりお母さんたちと地域で行っています。お母さんたちが署名の紙を握りしめて、自分たちが家を歩いて回った数が今回の署名の数です。PTA会長にもお願いをしましたし、もちろん松井小学校の三役にもお願いしましたし、地域の自治会長にもお願いをしてきました。その中で、請願の代表を私にお願いしてきたのは署名してきた方ですので、お受けしましたが、正直に言えば代表者は私でなくてもよいと思っています。ただ、コロナ禍でお母さんたちに本気でやるのかという話をした時に、本当に小さい赤ちゃんを抱っこ

しているお母さんが私が10名署名を集めてくると言って集めてきた署名の数ですので、これだけ人に接触しない、紙を受け取ってくれさえしない中で、これだけ書いてくれたという重みはあるのではないかと思っています。署名は数ではないので、私は質的には大きい数だと思っていますし、どなたが請願の代表者をされてもよかったというのが私の正直な感想です。

杉田委員

コロナ禍で会いたくないという人もいたと思うので、その辺はよくわかった。要望が具体的に4つ挙げられていると思うが、その中で今の話ではいずれか1つでもやってもらえればよいということなのか、2つ以上実現してほしいというのか、その辺はどう考えているのか。

杉田参考人

最初に要旨でお話ししたように、地域のお母さんや緑のおじさんを含め、実際に毎朝道路を歩いている方たちの強い要望は、ガードレールの設置です。ですが、ガードレールを設置してくださいといっても、それが費用を考えても現実的なのか素人の私たち市民は分かりません。ですので、具体的な要望としていくつか例を挙げさせていただきましたが、それが1つが正しいのか、2つが正しいのか、どれなら子供が今話題になっている高齢者ドライバーの方が曲がり切れなくて、子供に突っ込んでいった場合でも命が守られるのかということを検討するのが、皆さんのお力だと思いますので、それについて私は意見を控えさせていただきます。

杉田委員

委員会でも現地を視察し、確かに危険であることは間違いないと認識している。一番よいのは道路の拡幅だと思うが、それには地権者の協力が必要で、当然以前にも地権者に要望しているが、協力が得られない状態だから今の状況なんだと思う。要望している方たち地権者の意向を調査したということはあるのか。

杉田参考人

この例が正しいのかまでは分かりませんが、皆さんが視察に行かれた後に私も現地で1時間どういう車が通るのか、バス停の様子などを調査しました。並行して、七曲り通りの突き当りに大きな木があるのですが、今は緑色のフェンスが立っているのですが、その木が道路にせり出していて、地権者の方々に何とかして切ってほしいと願うのにとっても時間がかかりました。フェンスを立てて、何とか道路が塞がれたら危ないということ伝えていただいたのは自治会長の皆さんです。私は所沢に住んで10年になりますが、すごく良いと思うのは自治会がしっかりしている点です。戸建てに住んでいますが、少なくとも上安松の自治会長は皆さんもご存知だと思いますが、地域にご尽力されてきた方だと思います。

ですので、所沢駅前開発も最後の1件が残っていて、とても大変だったという質疑についても、市議会が大好きなので追いかけてきたつもりです。地権者の思いがあって、土地が拡幅されないということも存じ上げています。ですが、拡幅されないから子供が危ない状態で学校に通っていて

も仕方ないという街で本当によいのかというと、私は違うと思っています。子供を3人育てて、真ん中の子供が4年生で、一番下が1年生ですが、我が子のためにこの請願をやっているわけではありません。私は井戸端会議を地域の専業主婦の方たちとしていますが、事情が分かっているにもかかわらず、何かしてもらいたいという切なる願いだと思っていますので、地権者の方たちの説得がどれだけできるのか分かりませんが、何とかならないかと思っています。それが道路の拡幅が正しいのかどうかということまでは分かりません。

矢作委員

4点の要望があるが、それぞれの思いがあるから出てきていると思うので説明をお願いしたい。

杉田参考人

まず通学路変更については、七曲り通りを下って行った松戸橋の信号手前の市道の十字路を渡る登校班が1つと、私の子供たちの登校班が2つあるのですが、通学路が2つあります。まず、七曲り通りを通っていく通学路と、その裏側の住宅街を通っていく市道の2つ通学路を分けています。なぜ分けているのか理由は分かりませんが、何年も複数の通学路を通って登校しています。七曲り通りを通らないで登校する方法というのはあるので、通学路変更も含めて安全対策をしてほしいというのは地域のお母さんたちが言ってきましたが、危険箇所を子供たちが確認して、そこを学校の先生たちが歩いてみているのですが、少なくとも4年間で通学路変更はさ



れていません。ですので、道路の拡幅が間に合わないということや、グリーンゾーンにして車が通らないようにすることはできないのかということとは、PTAでも話されてきたのですが、今はそういったことにも至っていないので、通学路の変更は早急にできるのではないかという思いが含まれています。

バス停の移動については、要旨にも記載しましたが、バスが通るからグリーンゾーンにできないという趣旨の説明が過去にもありましたので、ただ1時間に1本も通らないところバスと子供たちの安全はどちらが大事なのかというお母さんたちの意見があります。ですので、七曲り通りのバス停を請願の中で話題にするのであれば、通学路ではない所にバス停を移動できればという思いがあります。

ところバスのダイヤ変更についても、1時間に1本も通らないので、乗客もあまりいないように見えるところバスが通学時間に七曲り通りを通る必要があるのか、地域で話題になっています。しかし、それはその部分だけしか見ていないので、実際議会でも話題になっているので、ところバスを必要としている人はいると思い、ダイヤ変更という内容で記載しました。

先ほども説明いたしましたが、本当はガードレールを設置していただきたいと思っています。ですが、請願は採択か不採択のどちらかになってしまっているので、ガードレールの設置だけを要望すると予算上の問題や、ガードレールの幅が道路に合わないということで実現できないということも考

えられるので、ガードレールの設置だけを要望することはしませんでした。しかし、松戸橋を渡って登校する子供たちのお母さんたちはガードレールの設置を要望しています。せめてオレンジポールだけでも設置してほしいと思っています。高齢者ドライバーが子供たちに突っ込んで子供が亡くなった事故をニュースで見たので、そういった事故をなくしたいと思っています。また、下校時は高学年になると一人で帰るので、白線ギリギリを歩いている子供が危ないので、ガードレールを設置してほしいと思っています。

そういった思いを込めて、複数の要望をさせていただきました。

#### **【参考人への質疑終結】**

植竹委員長

この際、参考人に対し、委員会を代表して一言お礼を申し上げます。

本日は、お忙しい中、本委員会のためにご出席いただき、貴重なご意見を述べていただき、心から感謝いたします。本委員会といたしましては、ご意見を今後の委員会審査に十分いかしてまいりたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

休 憩 （午前9時25分）

（参考人退室）

再 開 （午前9時35分）

**【質 疑】**

杉田委員

通学路に関する要望が毎年あったとのことだが、担当課としてどのように対応してきたのか。

関根学校教育

七曲り通りに関して、学校からは、平成24年度に1件で上安松469

部次長

番地付近について、平成27年度に上安松462番地付近のことについて要望がありました。

粕谷交通安全

バス停につきましては平成30年8月に横浜市のバス停付近で小学生

課長

の死亡事故が発生したことを受けまして、令和元年12月13日に国土交通省が「路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について」という通知を出しまして、令和2年7月31日安全上の優先度の判定方法を示し、各バス事業者が対象となるバス停の抽出作業を行いました、その結果最も危険が高いAランク、「バスがバス停に停車した際に車体が横断歩道にかかるバス停留所」という定義に該当するバス停としてところバスの七曲りバス停が指定されまして、その結果について令和2年12月24日国土交通省の関東運輸局ホームページに公表されたものです。

村田道路維持

要望をいつ受けたかにつきましては調べていないのですが、私どもは要

課長

望があり次第、その都度対処しております。特にグリーンベルトに関しま

しては教育委員会から要望がある箇所について設置していますので、いつというよりはその都度対処しているところです。

粕谷交通安全  
課長

今回の質問はご要望ということでしたので、ご要望については特にいた  
だいておりません。七曲りバス停につきましてはところバスの運行当初は  
設置していなかったのですが、その後自治会等からの要望を受けまして、  
平成14年12月にバス停が設置されました。特に移設についての要望等  
を受けたことはありません。

杉田委員

教育委員会では平成24年、平成27年に上安松462番地についての  
要望があったとのことだが、要望内容はどんなものか。

関根学校教育  
部次長

平成24年度につきましては横断歩道の補修、道路の拡幅、照明設置に  
ついてです。また、平成27年度につきましては白線の塗りなおしの要望  
をいただいております。

杉田委員

それぞれ要望にはどのように対応してきたのか。

関根学校教育  
部次長

要望を受けまして内容によって、関係機関に教育委員会からの要望とし  
て伝えております。例えば、横断歩道の補修等であれば警察に、白線の塗  
りなおしも同様です。また、道路の拡幅については私道であったため対応

は難しく、照明の設置も私道であったため自治会に要望を伝えました。

杉田委員

グリーンベルトの要望にはどのように対応するのか。

村田道路維持

七曲り通りへの安全対策について述べさせていただきます。学童注意等

課長

の注意喚起や区画線の引き直し、グリーンベルト、ベンガラ舗装等の路面  
標示、視認性の悪い箇所へのカーブミラーの設置、巻き看板の設置、カー  
ブに矢印板の設置等を行ってまいりました。

杉田委員

通学路の変更についての要望は出ていないようだが、そういった要望が  
あった場合に変更は可能なのか。

関根学校教育

他の経路を設定することが難しいということもありまして、具体的な検

部次長

討までに至っておりません。別の経路が考えられる箇所につきましては複  
数の通学路が設定されているという請願代表者からのお話もありました  
が、七曲り通りの中に集合場所がありますので、七曲り通りを通学路から  
全て除くということは難しい状況です。

天野委員

ガードレール設置の要望があったが、道の幅を計算してガードレールや  
オレンジポール等の設置等は現実的に可能なのか伺いたい。

村田道路維持  
課長

ガードレールの設置につきまして、当該道路は幅員6mです。現状では車のすれ違いができておりますが、ガードレールのポールの直径が約15cmあり、ガードレール部分の引っ張りが約11cmあります。そうしますとガードレールだけで約30cm車道部分を侵します。歩くスペースを1m取ったとしますとガードレールと合わせて約1.3m車道を侵すことになり、車両通行部分が約4.7mになってしまいますので、車のすれ違いに支障をきたすことが考えられます。また、七曲り通りは家が張り付いておりますので、待避所のようなものもございません。当該路線はところバスの運行路線でもあり、幅員減少により運転に支障をきたすことが懸念されます。宅配便等のトラックについて、西武線のガードは2.2mの高さ制限があり、くぐれないため七曲り通りを通行しなければならない状況となっており、バスやトラックの出会いがしらによる支障も懸念されるどころです。

以前にカーブのところに設置しておりますポストコーンが、車にぶつけられて新しいものに取り換えた経緯があります。これらのことから、ガードレール設置により、ガードレールへの接触や車同士の衝突事故を誘発しかねないことも考えられるので、設置は難しいものと考えております。

秋田委員

平成24年から要望書が出ていて約10年経つが、交通量調査を行ったことはあるか。

田中市民部次  
長

交通量調査につきましては市民部及び建設部では行っておりません。

秋田委員

市からの様々な要望を受けて、警察では交通量調査を行っているのではないかとと思うが、確認することは可能なのか。

粕谷交通安全  
課長

警察への確認は可能です。

秋田委員

まずは確認し、実施していないなら七曲り通りを通過する車の台数や増減調査を早急に実施してもらうように要望してはどうか。それから、可能であれば当該道路は何路線か交差しているので午前7時30分から午前8時30分の間は登校のために車を止めてしまうことも視野に入れて考えてほしい。

田中市民部次  
長

現地を把握することが大切かと思しますので、警察への確認と道路管理者である建設部と協議をし、何らかの現地調査を行って、どのような対策が可能なのか検討してまいります。

矢作委員

国土交通省の調査では、七曲りバス停は最も危険なAランクに指定されているが、それをどのように受け止めているのか。それから、Aランクが

2か所とのことだがどこか。

粕谷交通安全課長 危険バス停の2か所につきましては七曲りとところバス南路線及び路線バス共用となっております東住吉バス停です。Aランクに指定されているバス停につきましては、比較的安全な場所への移設を検討している状況でして、東住吉バス停につきましては既に隣接の地権者の同意が得られたことから、安全な位置への移設が完了しております。七曲りバス停につきましては、現在周辺住民との交渉を行っております。今後、警察との協議も進める予定となっております。

矢作委員 今後、七曲りバス停は移設される予定ということか。

粕谷交通安全課長 移設可能な場所があるのか検討している状況です。

大石委員 松井循環コースでは午前7時35分にバスが来るが、乗車人数はどのくらいか調査しているのか。

粕谷交通安全課長 平成28年度に行った乗降量調査では平日1日当たりの乗降客数の合計は右回りが2人、左回りが2人の計4人となっております。今年に入って現地を視察し、午前7時35分のバス停には1人の利用者がいたという



ことです。

大石委員

七曲りバス停の乗降者数が1日2人という説明だと思うが、バスに乗車している人数は分かるか。

粕谷交通安全  
課長

乗車数は2人です。

大石委員

危険なバス停に指定され移設を検討しているが、三ヶ島では乗合ワゴンの運行が開始され、富岡や柳瀬地区でも検討されているが、松井地区も非常に狭い道路があるので、こういったところではワゴンタイプに変更するような方針はないのか。

粕谷交通安全  
課長

ワゴンの導入についての所管は交通政策室になりますが、地域の方との意見交換、警察との協議や国の認可などが可能なのかを含め、時間がかかるものと考えております。

大石委員

市道1-2号線と言われる、七曲り通りから西武池袋線ガード下に向かう道路は幅員が4mだが、建物を建て替える際に自主的に後退するように指導を受けるとのこと。それは地元の自治会長が進めていることだが、北秋津上安松土地区画整理事業で市道1-2号線は少しずつ道路が広がっ

ている。七曲り通りでは上安松地藏尊前信号の近くに、八百屋があったがそれがなくなったので、住宅に建て替えたが、そういった際に自主的にバックしてもらうような取組を行っているのか。

村田道路維持  
課長 拡幅に関する所管は道路建設課になりますので、当課では把握しておりません。

天野委員 通学路の変更についての説明では、七曲り通りで集合している生徒もいるので変更することが難しいとのことだが、七曲り通りを使わずに登校する通学路の設定を指導することは可能なのか。

関根学校教育  
部次長 通学路につきましては各学校がPTA役員、警察や関係機関と連携して決めていくものとなっております。また、毎年見直しを行っておりますので、そういった視点から学校で検討していくこととなると思っております。

亀山委員 七曲り通りでは様々な安全対策が行われているとのことで、ここ何年間で変わってきていることは分かった。しかし、参考人から通学路の変更を含めた様々な要望をしてきたという話と、教育委員会の要望には随分乖離があると思う。例えば、1年に1回危険箇所を歩いてチェックを行っているとのことだが、そういった情報を教育委員会に提出する流れはどのよう

になっているのか。また、市所管部への連絡についてはどのように行われるのか。

関根学校教育  
部次長 学校で集約した情報については学校教育課に報告されます。そこから内容によって警察や関係課に要望を伝えております。

亀山委員 参考人が何度も要望しているとのことだったが、学校では優先順位の決め方などはあるのか。

関根学校教育  
部次長 教育委員会に連絡する内容を学校内で検討しております。

亀山委員 学校からの要望がないということは、学校の中で七曲り通りの通学路に対する優先度がそれほど高くないということなのか。参考人の説明との差があるように思える。

関根学校教育  
部次長 実際に学校内でも危険についての認識はあると思います。しかし、通学路を変えたりする難しさも学校で把握していると思いますので、子供たちへの安全指導に危険箇所を還元しているところです。また、地域や保護者の方に協力を依頼して、安全を見守っていただく体制づくりに生かしているということもあります。松井小学校では七曲り通りにスクールガードに

よる見守りも行っていただいておりますので、整備は常に行われている状況にあると把握しております。

亀山委員

教育委員会から各所管への連絡は、すぐに行われているということか。

関根学校教育  
部次長

そのようにしております。

亀山委員

要望の順で対応してるのか、通学路ということで優先順位が付いているものなのか。

村田道路維持  
課長

もちろん順番もありますが、通学路ということですので優先的に対応しております。

杉田委員

請願が約2週間前に出ていて、4つの要望の中で早くできるものが通学路の変更だと思う。七曲り通りを通る通学班がいくつあるのか。

関根学校教育  
部次長

七曲り通りを通過して登校しているのは5班ございます。人数は86人です。

杉田委員

請願が提出されて約2週間以上経過しているので、15班の子供たちが

通学路を変更した場合の調査は行っているのか。

関根学校教育  
部次長

学校からは通学班の変更要望はございません。七曲り通りで集合している班が通学路を変更する場合は相当な大回りになることが予想されますので、他の経路を検討することは難しいと思います。通学路の設定は交通事情だけでなく犯罪被害の視点を踏まえたうえで設定する必要がありますので、時間についても大きな要素になります。そういったことを鑑みて学校も捉えているものと思います。

杉田委員

学校では色々検討することはあるとは思いますが、もし15班の通学路を変更するのであれば、どのルートになるのかということを考えて、実際に歩いてかかる時間を検証するという調査はできるのではないかと。

関根学校教育  
部次長

そういった検証について学校に投げかけることは可能かと思えます。

大石委員

七曲り通りを通る15班の中で、松戸橋を渡るのは何班あるのか。

関根学校教育  
部次長

1班あります。

大石委員

その3班の集合場所が七曲り通り内にあるのか。

関根学校教育

別になります。

部次長

大石委員

七曲り通り内で集合しなければならないのは何班あるのか。

関根学校教育

2班ございます。

部次長

大石委員

残りの3班が七曲り通りを通らなければいけない理由は。

関根学校教育

複数の通学路が設定されている場合もあります。詳しいことは確認しな

部次長

ければ分かりませんが、その15班が七曲り通りを通らなければならない  
となっているか、その場合の交通量や所要時間、犯罪被害を想定して設定  
したことが考えられます。

亀山委員

要望の中にところバスのダイヤ変更があるが、現実的に可能なのか。

粕谷交通安全

ダイヤ変更は通学する小学生の乗降を避けるために5分から10分程

課長

度早めることが想定されますが、他のコースや便との兼ね合いを見ながら

検討することとなります。仮に変更が可能となった場合でも、所沢市地域公共交通会議での審議や国への届け出等が必要になるため一定の時間を要することになります。

亀山委員

要望によってバス停を移動した、もしくはダイヤ変更を行った事例はあるか。

粕谷交通安全  
課長

ございません。

矢作委員

現地を視察して、バス停の危険性について確認した。ところバスのダイヤ変更は何年に1回か行われていると思うが、変更を検討する場合にどの程度の期間が必要になるのか。

粕谷交通安全  
課長

方針が決定してから、半年から1年の期間を要します。

休 憩 (午前10時10分)

(協議会を開催)

再 開 (午後1時35分)

**【質疑終結】**

**【意見】** な し

**【意見終結】**

**【採 決】**

請願第1号については、全会一致、採択すべきものと決する。

○請願第1号「市道1-403号線、通称七曲り通りの通学路を使って松井小学校へ通学している児童の安全対策を願いたき件」に対する付帯決議について

植竹委員長

亀山委員より付帯決議が出されたので、趣旨説明を願います。

亀山委員

請願第1号に対する付帯決議案の朗読をもって提案理由といたします。

松井小学校へ通学する児童の安全確保のため、通学路の変更、ところバスのバス停の移動及びダイヤ改正、ガードレールの設置といった安全対策について、通称七曲り通りにて交通量調査を早急を実施し、現状を把握すること。

なお、通学路を変更する場合は、教育委員会は学校と保護者との十分な協議を行うこと。

以上を求め、決議する。

**【質 疑】** な し

**【意 見】** な し

**【採 決】**

請願第1号については、全会一致、付帯決議を付すことに決する。



休 憩 (午後 1 時 5 0 分)

(説明員交代)

再 開 (午後 2 時 1 0 分)

○議案第23号「所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例制定について」

**【質 疑】**

大石委員

所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針が2年後の令和5年の3月までに策定されることになるが、私たちは議会の責務があり、内容について審査する必要があるので、令和4年第4回定例会前までに基本方針の案の段階から説明してもらいたいが、いかがか。

千葉教育総務  
部長

策定委員会の内容につきましては、こちらも十分に説明させていただきたいと考えておりますし、随時、説明を求めていただければ、令和4年第4回定例会に限らず、求めに応じて対応していきたいと考えております。

**【質疑終結】**

休 憩（午後2時12分）

再 開（午後2時15分）

○議案第23号「所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例  
制定について」に対する修正動議

植竹委員長

大石委員から、議案第23号に対する修正動議が提出されました。これを本案と併せ議題とし、提出者から説明を求めます。

**【提出者の説明】**

大石委員

議案第23号「所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例制定」に対する修正動議を提出いたします。提案理由の説明を申し上げます。条例名及び条文中に、「活用」の文字を加えることに対する説明をいたします。文化財保護法は、その目的に「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、以て国民の文化的向上に資するとともに世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられております。基本方針の策定において、保存方法と活用方法を一緒に考えていくことが文化財保護法の目的に沿ったものだと考えます。また、基本方針策定委員会で自由活発な運営がされるためにも、この「活用」の文字を本議案に加えることが必要と考えます。

以上の理由から本議案の「整備」の次に「活用」の文字を加えるものです。

次に、第1条に、第3項及び第4項を加えることについて説明いたします。本議案では令和4年度末までに、所沢市寿町歴史的建造物整備活用方針が策定されますが、歴史的建造物整備活用事業が進められると、令和5

年度以降に多額の事業費が必要となることが予想され、将来的に、所沢市財政に大きな負担を生じることが懸念されます。しかし、本議案と議案第12号令和3年度所沢市一般会計予算審議において明らかになったことは、原案のままでは2年後の令和4年度末、令和5年3月の段階で寿町における歴史的建造物整備活用事業の事業費が、今後どのくらい必要とされるのか分からないことです。修正案に示した大まかな事業費と財源、活用方法は、この基本方針が2年後に策定される時には、歴史的建造物が大体どのように活用されるのか、どのくらいの事業費がかかるのか、その財源はどのようなものなのかを示していただき、議会の責務を果たしたいと思っております。教育委員会と策定委員会には、2年間で議論を重ねていただきたいと思います。

以上の理由から、議案第23号に対する修正案を提案します。

**【修正案に対する質疑】** な し

**【修正案を含む意見】** な し

**【採 決】**

議案第23号に対する修正案については、全会一致、可決すべきものと決する。

**【採 決】**

続いて修正案を除く部分については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第23号「所沢市寿町歴史的建造物整備基本方針策定委員会条例  
制定について」に対する付帯決議について

植竹委員長

大石委員より付帯決議が提出されたので、趣旨説明を願います。

大石委員

議案第23号に対する付帯決議案の朗読をもって提案理由といたします。

令和4年度末までに策定される「所沢市寿町歴史的建造物整備活用基本方針」に基づいて、所沢市教育委員会が進めている歴史的建造物整備活用事業が進められると令和5年度以降に多額の事業費が必要とされることが予想され、将来的に財政負担が生じることが懸念される。歴史的建造物整備活用事業が適切かつ効果的な事業となり、また、文化財保護法の目的に沿いながら、地域の活性化と回遊性の向上を図るために「所沢市寿町歴史的建造物整備活用基本方針」の策定に関して付帯決議を付す。

記

1. 教育委員会は、寿町歴史的建造物整備活用基本方針案を令和4年所沢市議会第4回定例会の開会前までに市議会に説明すること。

2. 教育委員会は、市長と連携を図り、以下の事項について検討すること。

(1) 歳入の確保

(2) 地域の活性化や回遊性の向上を図る方策

(3) 予想される来場者数

(4) 地域との連携

(5) 公民連携

(6) 運営方法及び運営組織

(7) 教育委員会から市長部局への移管

3. 教育委員会は、活用方法について広く意見の聴取を行うこと。

4. 市長は、教育委員会と連携を図り、住民・民間団体・庁内関係部局等とともに地域総がかりで文化財の適切な保存活用の実現に取り組むこと。

**【質 疑】** な し

**【意 見】** な し

**【採 決】**

議案第23号については、全会一致、付帯決議を付すことに決する。

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙のとおり申し出ることとした。

散 会（午後2時45分）

## 特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和3年第1回（3月）定例会

### 市民文教常任委員会

- 1 市民文化について
- 2 地域コミュニティについて
- 3 市民活動について
- 4 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 5 消費生活について
- 6 社会保障について（国民年金）
- 7 交通安全について
- 8 防犯について
- 9 社会教育について
- 10 スポーツ振興について
- 11 生涯学習について
- 12 学校教育について